

# 死亡野鳥を発見した時の対応方法について

## 死亡野鳥を発見し、通報する際に教えていただきたい情報

通報いただく際に、以下の情報をわかる範囲で教えてください。

### (1) 鳥の大きさ

カラス、ハト、スズメなど身近な鳥と比較したサイズ感を教えてください。

### (2) 鳥の特徴

カモ類、ハクチョウ、猛禽類の場合は検査対象となる可能性があります。

水かきの有無やくちばし、足の色なども重要な情報になります。

### (3) 発見した場所

水辺、道路沿いなど、発見した場所を教えてください。

### (4) 外傷の有無

首や羽が折れている、血が出ているなど

### (5) いつ発見したか、いつからそこにあったのか

## 死亡野鳥のお問い合わせ先

野生の鳥は、餌が採れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられず死んでしまうこともあります。野鳥が死んでいても、鳥インフルエンザを直ちに疑う必要はありません。

死亡野鳥に関する情報提供や問合せ等については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

### お問い合わせ先

【平日】		
県庁	自然保護課	076-444-3397
砺波市	農業振興課	0763-33-1409
南砺市	林政課	0763-23-2017
県砺波農林振興センター	企画振興課	0763-32-8130
【夜間・休日】		
県庁	自然保護課	076-431-4111（県庁代表）

## 野鳥との接し方について

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、人に感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

- ・死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。
- ・日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありません。
- ・野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- ・不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。